【HOTOKU KAIKAN ご利用規約】

報徳会館では、宴会場のご利用に関して、円滑かつ適正に運用されますよう以下の通り定めておりますので予め ご了承ください。

1. 宴集会場契約

宴集会場のご利用契約はお客様からご利用日時、ご利用内容をお伺いし、会館が承諾した時点に成立したものと させていただきます。予約確認書を送付いたしますので、日時・内容をご確認下さい。

(仮予約中の7日間はこの旨にあたりませんが、ご予約の際に仮予約の旨を担当者にお伝えください)

2. 宴会・会議時間と追加室料

宴会・会議室のご利用時(お申込の準備・設営開始時間から撤去完了時間まで)には所定の会場使用料金をお支払いいただいておりますが、この時間を超過した場合は、追加室料を頂戴することになります。ただし、前後の会場使用時刻との関連で、ご利用時間の超過に応じられない場合もございます。

3.お支払い

会館からご提示いたしましたお見積総額を前日までにお支払い下さいますようお願い申し上げます。また、お見積 総額を当日までにお支払いできない場合は今後のご利用をお断りする場合がございますのでご了承下さい。

4. お料理などの数量確定

当日ご用意させていただくお料理の種類・数量につきましては10日前までに担当者へご連絡ください。ご宴席9日~当日までは数量の変更は可能ですが、料理の種類・内容を変更することはできません。また数量(有料確定人数)のキャンセルにつきましては、ご利用4日前までにお電話にてご連絡ください。その後の変更につきましては、最終ご注文数(有料確定人数)の料金をお支払いいただきます。最終ご注文数より増えた場合は、当日出席人数分のご請求をさせていただきます。

3日前~当日・・・・ご料金の100%(料理・またはプラン・その他手配済みでキャンセルできない費用も含む)

5. 打合计期日

原則として、打合せはご利用日の14日前までにお願いいたします。これ以後になりますと、看板など商品によりましては、当日までに手配できない場合もございます。

6. 装飾・余興等の手配

宴会・会議等に関連する装飾、機材、余興およびバンケットコンパニオン等につきましては会館より指定業者に手配させていただきます。お客様が直接会館の指定する業者以外に依頼される場合は、宴会・会議等を円滑に運営するため事前に会館にご連絡いただき、ご相談の上お手配くださいますようお願い申し上げます。

(事前の同意を得ないで直接業者に依頼なさることはご遠慮ください。)

7. 直接手配の業者に対する指示

会館の了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会・会議等に関連する装飾、余興等の機器および材料の搬入・搬出または看板等のサイズ、その取り付け方法等の決定あるいは設置場所の設定につきましては会館の美観、動線のこと等踏まえて一定のルールのもとに実施していただくように、会館がその業者へ個々にご指示申し上げます。

8. 損害賠償

お客様(出演者、関係者を含む)およびお客様が直接ご依頼された業者の方々は、会館の施設・什器備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意ください。万一、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、修理に関して指示申し上げますので、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

9. 保健衛生上の理由による損害賠償

お客様の嘔吐などにより、施設に被害が発生した場合には、保健衛生上の観点から外部専門業者による清掃作業を実施させていただきます。その際の費用は全額お客様にご負担いただきます。通常3万円~10万円。

10. 駐車場のご利用

お客様(出演者、関係者を含む)は報徳二宮神社駐車場をご利用いただけますが、文化財保護法等により台数にも限りがございます。お日にちよっては駐車いただけない場合もございますので、予め会館担当者とお打合せください。 駐車場内での車両事故及びトラブルについて報徳会館はその全責任を負いません。

11.禁止事項

- (1)盲導犬以外の犬、猫、小鳥等の愛玩動物、家畜等のお持込。
- (2)発火またはり引火性の物品等危険物の使用およびお持込。
- (3)異臭を発する物のお持込。
- (4)とばく等風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動。

- (5)備品等の移動。
- (6)ご契約範囲以外の施設のご利用。
- (7)当会館外よりの飲食物のお取り寄せおよびお持込。
- (8)その他法令で禁じられている行為。

12.契約解除

- (1) 物品販売等において、会館が企画および販売に関与していると誤解されるような広告 (DM・チラシ) 等が頒布された場合は、その時点で契約を解除させていただきます。
- (2) 利用主旨がご予約時と異なる場合、ご利用をお断りし、契約を解除させていただきますのでご了承ください。
- (3) 『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)により、指定暴力団および指定暴力団員等の当会館のご利用は、お断りいたします。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合は、その時点でご利用をお断りいたします。)
- (4) お客様(出演者、関係者を含む)が上記の規約に違反、または恐れがある場合、あるいは他のお客様のご迷惑になるような言動をされる恐れがある場合は、会館側の判断により契約を解除させていただきますのでご了承ください。

13.変更.取消料

(1)ご契約をいただいている宴会・会議をお取消しされる場合は、下記の取消し料を頂戴いたします。

| お取消し時期 | お取消料 |
|--------------------|-----------------------------|
| (1)お申込日~181日前まで | 正規室料の10% |
| (2)開催日の180日前~121日前 | 正規室料の30% |
| (3)開催日の120日前~91日前 | 正規室料の50% |
| (4)開催日の90日前~61日前 | 正規室料の80% |
| (5)開催日の60日前~31日前 | 正規室料の80%+その他お見積総額の50%+実費総額 |
| (6)開催日の30日前~11日前 | 正規室料の90%+その他お見積総額の70%+実費総額 |
| (7)開催日の10日前~4日前 | 正規室料の100%+その他お見積総額の80%+実費総額 |
| (8)開催日の3日前~当日 | 正規室料+お見積書総額 |

実費総額…作成済みの看板、胸章、筆耕、機材等の総額をいいます。

(2)期日を変更される場合は12記の取消し料に準じた取扱いをさせていただきますのでご了承ください。

(2023年9月更新)